(下線部分は改正部分)

改正後		改正前
<u>日本農林規格</u>	<u>JAS</u> 1122 : 2019	削りぶしの日本農林規格
削りぶし Shavings of dried fish (<i>Kezuribushi</i>)		
1 適用範囲 この規格は、かつお削りぶし、かつおかれぶし削りぶし、さば削りぶし、さばかまぐろ削りぶし、いわし削りぶし及び混合削りぶしの品質について規定する。	<u>いれぶし削りぶし,</u>	(適用の範囲) 第1条 この規格は、かつお削りぶし、かつおかれぶし削りぶし、さば削りぶし、さばかれぶし削り ぶし、まぐろ削りぶし、いわし削りぶし及び混合削りぶしに適用する。
2 引用規格 <u>次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部 らの引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。</u>	『を構成する。これ	(新設)
JIS K 0557 用水・排水の試験に用いる水 JIS P 3801 ろ紙(化学分析用) JIS R 3503 化学分析用ガラス器具		
JIS R 3505 ガラス製体積計 JIS Z 8801-1 試験用ふるい一第1部:金属製網ふるい		
3 用語及び定義 この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。 3.1		(定義) 第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとまりとする。
<u>S.L.</u>		

用 語	定
削りぶし	次に掲げるものをいう。 1 かつお、さば、まぐろ等の魚類について、その頭、内臓等を除去し、煮熟によってたん白質を凝固させた後冷却し、水分が26%以下になるようにくん乾したもの(以下「ふし」という。)又はふし(かつおにあっては、表面を削ったもの)に2番かび以上のかび付けをしたもの(以下「かれぶし」という。)を削ったもの 2 いわし、あじ等の魚類を煮熟によってたん白質を凝固させた後乾燥したもの(以下「煮干し」という。)又はこれらの魚類を煮熟によっ
	てたん白質を凝固させた後圧搾して魚油を除去し乾燥したもの(以)

かつお、さば、まぐろ等の魚類について、その頭、内臓等を除去し、煮熟によってたん白質を凝固 させた後冷却し、水分が26%以下になるようにくん乾したもの。

3.2

かれぶし

ふし(3.1) (かつおにあっては、表面を削ったもの)に2番かび以上のかび付けをしたもの。

3.3

煮干し

いわし、あじ等の魚類を煮熟によってたん白質を凝固させた後乾燥したもの。

3.4

圧搾煮干し

いわし、あじ等の魚類を煮熟によってたん白質を凝固させた後圧搾して魚油を除去し乾燥したも

の。

<u>3.5</u>

<u>削りぶし</u>

次のいずれかのもの。

- a) **ふし**(3.1) 又はかれぶし(3.2) を削ったもの。
- b) 煮干し(3.3) 又は圧搾煮干し(3.4) を削ったもの。
- c) a)及びb)を混合したもの。

3.6

かつお削りぶし

削りぶし(3.5) のうち、かつおの**ふし(3.1)** を削ったもの。

<u>3.7</u>

かつおかれぶし削りぶし

削りぶし(3.5)のうち、かつおのかれぶし(3.2)を削ったもの。

3.8

さば削りぶし

削りぶし (3.5) のうち, さばのふし (3.1) 又は煮干し (3.3) を削ったもの。

3.9

さばかれぶし削りぶし

削りぶし(3.5)のうち、さばのかれぶし(3.2)を削ったもの。

3.10

まぐろ削りぶし

削りぶし(3.5) のうち, まぐろの**ふし(3.1)** を削ったもの。

3.11

いわし削りぶし

削りぶし(3.5) のうち, いわしの**ふし(3.1)** 又は**煮干し(3.3)** を削ったもの。

3.12

混合削りぶし

<u>削りぶし(3.5)</u> のうち,2種類以上の魚類の**ふし(3.1)**,かれぶし(3.2),煮干し(3.3)又は圧搾煮干し(3.4) (さばに限る。)を削って混合したもの。

3.13

薄削り

削りぶし(3.5) のうち厚さ0.2 mm以下の片状に削ったもの。

3.14

厚削り

削りぶし(3.5)のうち厚さ0.2 mmを超える片状に削ったもの。

3.15

糸削り

削りぶし(3.5)のうち糸状又はひも状に削ったもの。

3.16

砕片

	「圧搾煮干し」という。)を削ったもの 3 1及び2を混合したもの
かつお削りぶし	削りぶしのうち、かつおのふしを削ったものをいう。
<u>かつおかれぶし削りぶ</u> し	削りぶしのうち、かつおのかれぶしを削ったものをいう。
さば削りぶし	削りぶしのうち、さばのふし又は煮干しを削ったものをいう。
さばかれぶし削りぶし	削りぶしのうち、さばのかれぶしを削ったものをいう。
まぐろ削りぶし	削りぶしのうち、まぐろのふしを削ったものをいう。
いわし削りぶし	削りぶしのうち、いわしのふし又は煮干しを削ったものをいう。
混合削りぶし	削りぶしのうち、2種類以上の魚類のふし、かれぶし、煮干し又は圧搾煮干し(さばに限る。)を削った混合したものをいう。
薄 削 り	削りぶしのうち厚さ0.2mm以下の片状に削ったものをいう。
厚 削 り	削りぶしのうち厚さ0.2mmを超える片状に削ったものをいう。
糸 削 り	削りぶしのうち糸状又はひも状に削ったものをいう。
砕 片	薄削りを破砕したものをいう。

薄削り(3.13)を破砕したもの。

4 品質

4.1 かつお削りぶし、さば削りぶし、まぐろ削りぶし及びいわし削りぶし

4.1.1 性状

性状は、次による。

- a) 色沢が良好でなければならない。
- b) 香味が良好でなければならない。
- c) 削り片の形状がそろっていなければならない。
- **d)** きょう雑物がほとんどないこととする。

4.1.2 水分

水分は, **5.2**によって試験したとき, 9%以上17%以下とする。ただし, 気密性のある容器に入れ, かつ, 不活性ガスを充塡したものにあっては, 21%以下とする。

<u>4.1.3</u> エキス分

<u>エキス分は、5.3によって試験したとき、かつお削りぶしにあっては15%以上、さば削りぶし及びいわし削りぶしにあっては11%以上、まぐろ削りぶしにあっては13%以上とする。</u>

4.1.4 粉末含有率

粉末含有率は、5.4によって試験したとき、次による。

- a) 薄削り及び糸削りの場合 かつお削りぶし及びまぐろ削りぶしにあっては5%以下,さば削りぶしにあっては8%以下,いわし削りぶしにあっては10%以下とする。ただし、砕片にあっては10%以下,かつおのふし又はまぐろのふしを筋繊維に対してほぼ直角に削ったものにあっては7%以下とする。
- b) 厚削りの場合 3%以下とする。

4.1.5 原材料

原材料は、次に限る。

- a) かつお削りぶしにあっては、かつおのふし。
- **b)** さば削りぶしにあっては、さばのふし及び煮干し。
- c) まぐろ削りぶしにあっては、まぐろのふし。
- d) いわし削りぶしにあっては、いわしのふし及び煮干し。

4.1.6 添加物

添加物は、使用してはならない。

4.1.7 内容量

内容量は、表示重量に適合していなければならない。

<u>(かつお削りぶし、さば削りぶし、まぐろ削りぶし及びいわし削りぶしの規格)</u>

<u>第3条</u> かつお削りぶし、さば削りぶし、まぐろ削りぶし及びいわし削りぶしの規格は、次のとおりとする。

区 分	基準
性	1 色沢が良好であること。 2 香味が良好であること。 3 削り片の形状がそろっていること。 4 きょう雑物がほとんどないこと。
水分	9%以上17%以下であること。ただし、気密性のある容器に入れ、かつ、不活性ガスを充塡したものにあっては、21%以下であること。
エキス分	かつお削りぶしにあっては15%以上、さば削りぶし及びいわし削りぶし にあっては11%以上、まぐろ削りぶしにあっては13%以上であること。
粉末含有率	1 薄削り及び糸削りの場合 かつお削りぶし及びまぐろ削りぶしにあっては5%以下、さば削り ぶしにあっては8%以下、いわし削りぶしにあっては10%以下である こと。ただし、砕片にあっては10%以下、かつおのふし又はまぐろの ふしを筋繊維に対してほぼ直角に削ったものにあっては7%以下であること。 2 厚削りの場合 3%以下であること。
原 材 料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 かつお削りぶしにあっては、かつおのふし 2 さば削りぶしにあっては、さばのふし及び煮干し 3 まぐろ削りぶしにあっては、まぐろのふしいわし削りぶしにあっては、いわしのふし及び煮干し
添 加 物	使用していないこと。
内 容 量	表示重量に適合していること。

4.2 かつおかれぶし削りぶし及びさばかれぶし削りぶし

4.2.1 性状

性状は、次による。

- a) 色沢が良好でなければならない。
- b) 香味が優良でなければならない。
- c) 削り片の形状がそろっていなければならない。
- **d)** きょう雑物がほとんどないこととする。

4.2.2 水分

水分は, 4.1.2による。

4.2.3 エキス分

エキス分は、5.3によって試験したとき、かつおかれぶし削りぶしにあっては15 %以上、さばかれぶし削りぶしにあっては11 %以上とする。

4.2.4 粉末含有率

粉末含有率は、5.4によって試験したとき、次による。

- **a) 薄削り及び糸削りの場合** かつおかれぶし削りぶしにあっては5%以下,さばかれぶし削りぶしにあっては8%以下とする。ただし,砕片にあっては10%以下,かつおのかれぶしを筋繊維に対してほぼ直角に削ったものにあっては7%以下とする。
- b) 厚削りの場合 3%以下とする。

4.2.5 原材料

原材料は、かつおかれぶし削りぶしにあってはかつおのかれぶし、さばかれぶし削りぶしにあってはさばのかれぶしに限る。

4.2.6 添加物

添加物は、使用してはならない。

4.2.7 内容量

内容量は、表示重量に適合していなければならない。

4.3 混合削りぶし

4.3.1 性状

<u>性状は, **4.1.1**による。</u>

4.3.2 水分

水分は,4.1.2による。

4.3.3 エキス分

エキス分は、5.3によって試験したとき、10%以上とする。

4.3.4 粉末含有率

(かつおかれぶし削りぶし及びさばかれぶし削りぶしの規格)

第4条 かつおかれぶし削りぶし及びさばかれぶし削りぶしの規格は、次のとおりとする。

区 分	<u>基</u>
性	1 色沢が良好であること。 2 香味が優良であること。 3 削り片の形状がそろっていること。 4 きょう雑物がほとんどないこと。
水 分	前条の規格の水分と同じ。
エキス分	かつおかれぶし削りぶしにあっては15%以上、さばかれぶし削りぶしに あっては11%以上であること。
粉末含有率	1 薄削り及び糸削りの場合 かつおかれぶし削りぶしにあっては5%以下、さばかれぶし削りぶしにあっては8%以下であること。ただし、砕片にあっては10%以下、かつおのかれぶしを筋繊維に対してほぼ直角に削ったものにあっては7%以下であること。 2 厚削りの場合 3%以下であること。
原 材 料	かつおかれぶし削りぶしにあってはかつおのかれぶし以外のものを、さばかれぶし削りぶしにあってはさばのかれぶし以外のものをそれぞれ使用していないこと。
添 加 物	使用していないこと。
内 容 量	表示重量に適合していること。

(混合削りぶしの規格)

第5条 混合削りぶしの規格は、次のとおりとする。

区	分	基	準
性	状	第3条の規格の性状と同じ。	
水	分	第3条の規格の水分と同じ。	

粉末含有率は、5.4によって試験したとき、10%以下とする。

4.3.5 圧搾煮干しの配合割合

圧搾煮干しの配合割合は、10%以下とする。

4.3.6 原材料

原材料は、ふし、かれぶし、煮干し及び圧搾煮干し(さばに限る。)のみを使用することができる。 5。

4.3.7 添加物

添加物は、使用してはならない。

4.3.8 内容量

内容量は、表示重量に適合していなければならない。

5 試験方法

5.1 一般

試験に使用する試薬及び器具は、次による。

- a) 水 JIS K 0557に規定するA2又は同等以上のもの。
- b) 試薬 日本産業規格の特級等の規格に適合するもの。
- c) 試験用ふるい JIS Z 8801-1に規定するもの。
- d) ひょう量皿 下径直径50 mm以上, 高さ25 mm以上のもので蓋を持つアルミニウム製のもの。
- **e) 定温乾燥器** 100 ℃に設定した場合の温度調節精度が ±2 ℃のもの(**5.2**に限る。)。
- f) デシケーター JIS R 3503に規定するもので、乾燥剤としてシリカゲルを入れたもの。
- g) アルミニウム箔カップ 直径約15 cmの円形に切り取ったアルミニウム箔をJIS R 3503に規定する100 mL容ビーカーでカップ型に成形したもの又は下径直径50 mm以上のもので、上部を折り曲げて密閉が可能な大きさのもの。
- h) **ろ紙 JIS P 3801**に規定する5種Bに該当するもの。
- i) ガラス製体積計 JIS R 3505に規定するクラスA又は同等以上のもの。

5.2 水分

5.2.1 試料の調製

試料を粉砕器等で粉砕し、目開き850 umの試験用ふるいを通過したものを試験試料とする。

5.2.2 測定

測定は,次のいずれかによる。

a) ひょう量皿を用いる場合

エキス分	10%以上であること。
粉末含有率	10%以下であること。
圧搾煮干しの配合割合	10%以下であること。
原 材 料	<u>ふし、かれぶし、煮干し及び圧搾煮干し(さばに限る。)以外のものを使用していないこと。</u>
添 加 物	使用していないこと。
内 容 量	表示重量に適合していること。

(測定方法)

第6条 第3条から前条までの規格における水分、エキス分及び粉末含有率の測定方法は、次のとおりとする。

(新設)

事 項	測 定 方 法
水 分	 1 試料の調製 試料を粉砕器等で粉砕し、日本産業規格Z 8801-1 (2006) (以下

- 1) あらかじめ100 ℃に設定した定温乾燥器に蓋を開けた状態のひょう量皿を入れ、定温乾燥器の 表示温度で庫内温度が100 ℃であることを確認した後、1時間加熱する。定温乾燥器内でひょ う量皿に蓋をし、デシケーターに移し替え、室温になるまで放冷した後、直ちに質量を0.1 mg の桁まで測定する。この操作を繰り返し、恒量を求める。
- 2) 試験試料約2 gを恒量を求めたひょう量皿にはかりとり、質量を0.1 mgの桁まで測定する。
- 3) 試験試料を入れたひょう量皿の蓋を開け、蓋とともにあらかじめ100℃に設定した定温乾燥器 に入れ、定温乾燥器の表示温度で庫内温度が100 ℃であることを確認した後、5時間加熱す る。
- 4) 定温乾燥器内でひょう量皿の蓋をし、デシケーターに移し替え、室温になるまで放冷した後、 直ちに質量を0.1 mgの桁まで測定する。

b) アルミニウム箔カップを用いる場合

- 1) アルミニウム箔カップの質量を0.1 mgの桁まで測定する。
- 2) 試験試料約2gをアルミニウム箔カップにはかりとり、質量を0.1mgの桁まで測定する。
- 3) あらかじめ100 \mathbb{C} に設定した定温乾燥器に入れ、表示温度で庫内温度が100 \mathbb{C} であることを確 認した後,5時間加熱する。
- 4) 定温乾燥器内でアルミニウム箔カップの上部を折り曲げて密閉し、デシケーターに移し替え、 室温になるまで放冷した後、直ちに質量を0.1 mgの桁まで測定する。

5.2.3 計算

水分は、次の式によって求める。

水分(%) =
$$\frac{W_1 - (W_2 - W_0)}{W_1} \times 100$$

ここに, W₀: 乾燥容器の質量 (g)

W₁: 乾燥前の試験試料の質量(g)

W2: 乾燥後の試験試料と乾燥容器の質量 (g)

のもので蓋を持つもの。以下「ひょう量皿」という。) を用いる

- ア あらかじめ100℃に設定した定温乾燥器(100℃に設定した場 合の温度調節精度が±2℃であるもの。以下「乾燥器」とい う。) に蓋を開けた状態のひょう量皿を入れ、乾燥器の表示温 度で庫内温度が100℃であることを確認した後、1時間加熱す る。乾燥器内でひょう量皿に蓋をし、デシケーター(日本産業 規格R 3503 (2007) (以下「IIS R 3503」という。) に規定す るもので、乾燥剤としてシリカゲルを入れたもの。以下同 じ。) に移し替え、室温になるまで放冷した後、直ちに重量を 0.1mgの桁まで測定する。この操作を繰り返し、恒量を求める。
- イ 試験試料約2gを恒量を求めたひょう量皿に量りとり、重量 を0.1mgの桁まで測定する。
- ウ 試験試料を入れたひょう量皿の蓋を開け、蓋とともにあらか じめ100℃に設定した乾燥器に入れ、乾燥器の表示温度で庫内温 度が100℃であることを確認した後、5時間加熱する。
- エ 乾燥器内でひょう量皿の蓋をし、デシケーターに移し替え、 室温になるまで放冷した後、直ちに重量を0.1mgの桁まで測定す
- (2) アルミニウム箔カップ(直径約15cmの円形に切り取ったアルミ ニウム箔をIIS R 3503に規定する100ml容ビーカーでカップ型に成 形したもの又は下径直径50mm以上のもので、上部を折り曲げて密 閉が可能な大きさのもの)を用いる場合
 - ア アルミニウム箔カップの重量を0.1mgの桁まで測定する。
 - イ 試験試料約2gをアルミニウム箔カップに量りとり、重量を 0.1mgの桁まで測定する。
 - ウ あらかじめ100℃に設定した乾燥器に入れ、表示温度で庫内温 度が100℃であることを確認した後、5時間加熱する。
 - エ 乾燥器内でアルミニウム箔カップの上部を折り曲げて密閉 し、デシケーターに移し替え、室温になるまで放冷した後、直 ちに重量を0.1mgの桁まで測定する。
- 3 計算

水分 (%) = $\{W_1 - (W_2 - W_0)\}$ / $W_1 \times 100$

W₀: 乾燥容器の重量 (g)

W₁: 乾燥前の試験試料の重量(g)

W₂: 乾燥後の試験試料と乾燥容器の重量(g)

5.3 エキス分

5.3.1 試料溶液の調製

試料溶液の調製は, 次による。

<u>エ キ ス 分 1 試料溶液の調製</u>

JIS Z 8801-1に規定する目開き850μmの試験用ふるいを通るまで粉 砕した試料 5 g を 0.01 g の単位まで500ml 容の三角フラスコに量りと

- a) 目開き850 μmの試験用ふるいを通るまで粉砕した試料5 gを0.01 gの単位まで500 mL容の三角フラスコにはかりとり、そこに水245 gを0.01 gの単位まではかりとって加え、冷却管を付して加熱し、時々振り混ぜながら沸騰を20分間続ける。
- **b)** 加熱終了後、沸騰が収まったら残さとともに内容物をろ紙を用いてろ過し、冷却して試料溶液とする。

5.3.2 測定

5.3.2.1 固形物の質量

固形物の質量の測定は,次による。

- a) あらかじめ98 ± 2 ℃の定温乾燥器中で蒸発皿を1時間乾燥し、デシケーター中に1時間放冷後、
 0.01 gの単位まで質量を求める。
- **b)** 析出物がある場合はよく振り混ぜて均質とした試料溶液50 gを**a)**の蒸発皿に0.01 gの単位まではかりとり、水浴上で加熱して蒸発乾固させる。
- c) 蒸発皿を98±2℃の定温乾燥器中で正確に1時間乾燥し、デシケーター中に1時間放冷後、0.01 g の単位まで質量を測定して乾燥後の固形物の質量とする。

5.3.2.2 食塩分

食塩分の測定は,次による。

- a) 試料溶液50 gを0.01 gの単位まで100 mLの全量フラスコにはかりとり、これに15 %フェロシアン 化カリウム溶液2 mLを加え、十分に混合した後、23 %酢酸亜鉛溶液2 mLを加え、水で定容した 後、再度十分に混合し、約30分間静置した後、ろ紙でろ過する。
- **b) a)**のろ液について,次のいずれかにより滴定を行う。
- 1) モール法 ろ液を全量ピペットで20 mL取り,指示薬として2 %クロム酸カリウム溶液1 mLを加え,ビュレットを用いて0.05 mol/L硝酸銀溶液で滴定する。また,空試験には水を用い,同様に滴定する。
- 2) 電位差滴定法 ろ液を全量ピペットで20 mL取り、電位差滴定装置を用いて0.05 mol/L硝酸銀溶液で滴定する。

5.3.3 計算

5.3.3.1 固形物の質量

固形物の質量は、次の式によって求める。

固形物の質量(%) =
$$\frac{W_1 - W_2}{L_1} \times 100 \times \frac{S + D}{S}$$

ここに、W1: 乾燥後の試料固形物及び蒸発皿の質量(g)

W2: 蒸発皿の質量 (g)

Li: 試料溶液の採取質量 (g)

S: 試料の採取質量 (g)

D: 加えた水の質量 (g)

5.3.3.2 食塩分

食塩分は、次の式によって求める。

食塩分(%) =
$$\frac{0.002\ 922 \times (T-B) \times F \times 5}{L_2} \times 100 \times \frac{S+D}{S}$$

<u>ここに, 0.002 922:</u> 0.05 mol/L硝酸銀標準溶液1 mLに相当する食塩の質量 (g)

り、そこに水245gを0.01gの単位まで量りとって加え、冷却管を付して加熱し、時々振り混ぜながら沸騰を20分間続ける。加熱終了後、沸騰が収まったら残さとともに内容物をろ紙(日本産業規格P 3801 (1995) に規定する5種Bに該当するもの。3において同じ。)を用いてろ渦し、冷却して試料溶液とする。

2 固形物重量

析出物がある場合はよく振り混ぜて均質とした試料溶液50gを蒸発皿に0.01gの単位まで量りとり、水浴上で加熱して蒸発乾固させる。蒸発皿を 98 ± 2 \mathbb{C} の定温乾燥器中で正確に1時間乾燥し、デシケーター(JIS R 3503に規定するもので、乾燥剤としてシリカゲルを入れたもの)中に1時間放冷後、0.01gの単位まで重量を測定して乾燥後の固形物重量とする。

3 食塩分

試料溶液50gを0.01gの単位まで100mlの全量フラスコに量りとり、これに15%フェロシアン化カリウム溶液2mlを加え、十分に混合した後、23%酢酸亜鉛溶液2mlを加え、水で定容した後、再度十分に混合し、約30分間静置した後、ろ紙でろ過する。このろ液について、次により滴定を行う。

(1) モール法による場合

ろ液を全量ピペットで20m1取り、指示薬として2%クロム酸カ リウム溶液1mlを加え、ビュレットを用いて0.05mol/L硝酸銀溶 液で滴定する。また、空試験には水を用い、同様に滴定する。

(2) 電位差滴定法による場合

ろ液を全量ピペットで20m1取り、電位差滴定装置を用いて0.05 mol/L硝酸銀溶液で滴定する。

4 計算

(1) 固形物重量

固形物重量(%) =
$$\frac{W_1-W_2}{L_1}$$
 ×100× $\frac{S+D}{S}$

W₁: 乾燥後の試料固形物及び蒸発皿の重量 (g)

W₂:蒸発皿の重量(g)

L1: 試料溶液の採取重量 (g)

S : 試料の採取重量(g)

D:加えた水の重量(g)

(2) 食塩分

食塩分 (%) =
$$\frac{0.002922 \times (T-B) \times F \times 5}{L_2} \times 100 \times \frac{S+D}{S}$$
 の $\frac{D_2}{2}$ の $\frac{D$

T: 0.05 mol/L硝酸銀標準溶液の滴定値 (mL)

B: 空試験滴定量 (mL) (電位差滴定装置で滴定する場合は0とする。)

F: 0.05 mol/L硝酸銀標準溶液のファクター

<u>L2</u>: 試料溶液の採取質量 (g)

S: 試料の採取質量 (g)

D: 加えた水の質量 (g)

5.3.3.3 エキス分

エキス分は、**5.3.3.1**で得た値から**5.3.3.2**で得た値を差し引き、試料の水分を15%として換算して得た値とし、次の式によって求める。

エキス分(%) =
$$\frac{(C_1 - C_2) \times (100 - 15)}{100 - C_3}$$

ここに, C1: 固形物の質量(%)

C2: 食塩分(%)

C3: 試料の水分(%)

<u>5.4</u> 粉末含有率

粉末含有率は、全試料 (内容量が30 g以下のものにあっては約30 gになるまでの質量) を目開き 850 μmの試験用ふるいを通過したものの質量の試料質量に対する百分率とする。

の重量 (g)

T: 0.05mol/L硝酸銀標準溶液の滴定値(ml)

<u>B:空試験滴定量(ml)(電位差滴定装置で滴定する場合は0とする。</u>)

F: 0.05mol/L硝酸銀標準溶液のファクター

L2: 試料溶液の採取重量 (g)

S : 試料の採取重量(g)

D:加えた水の重量(g)

(3) エキス分

(1) 固形物重量で得た値から(2) 食塩分で得た値を差し引き、試料の水分を15%として換算して得た値をエキス分とする。

(固形物重量(%)-食塩分(%))×(100-15)

エキス分 (%) = -----

100- (試料の水分(%))

注1:試験に用いる水は、日本産業規格K 0557 (1998) に規定するA 2 又は同等以上のものとする。

<u>注2</u>:試験に用いる試薬は、日本産業規格の特級等の規格に適合するも のとする。

注3:試験に用いるガラス製体積計は、日本産業規格R 3505 (1994) に 規定するクラスA又は同等以上のものとする。

注4:使用する蒸発皿は予め98±2℃の恒温乾燥器中で1時間乾燥し、 デシケーター中に1時間放冷後、0.01gの単位まで重量を求めた ものを用いる。

粉末含有率

全試料 (内容量が $30\,\mathrm{g}$ 以下のものにあっては約 $30\,\mathrm{g}$ になるまでの重量) をJIS Z 8801-1に規定する目開き $850\,\mu\,\mathrm{m}$ の試験用ふるいを通過したものの重量の試料重量に対する百分比を粉末含有率とする。